

特記仕様書（ナフサ由来の建設資材に対する特例措置について）

1. 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）の調達に必要な経費（以下、別途調達経費）について、設計変更を行う対象工事である。
2. 調達検討資材は下表を想定している。これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

調達検討資材(令和8年8月10日)

資 材 名
塗料
塗料用シンナー
軽量盛土用発泡スチロールブロック
シーリング材
断熱材
塩化ビニル管類

3. 受注者は、次の①、②、③のとおり、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督員に「調達検討資材に関する協議書（様式1）」を提出し、協議するものとする。
 - ① 調達検討資材の代替資材を調達する場合
 - ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達する場合
 - ③ 調達検討資材を調達する場合（ただし別途調達経費を含む）
4. 設計変更に際し、受注者は、「調達検討資材に関する実施報告書（様式2）」、調達時期、購入数量、購入単価が記載された実際の取引伝票、請求書等（以下「証明書類」という）の資料を監督員に提出する。
5. 本特例措置による設計変更内容は、工事請負契約書第26 条（スライド条項）の対象外とする。
6. 疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。